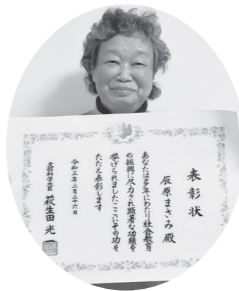


文部科学大臣表彰受賞

社会教育委員の辰原まさみさん（仙石原）が、永年にわたり町の社会教育の振興に尽力された功績が認められ、「令和2年度社会教育功労者表彰」として表彰されました。



神奈川県青少年育成活動推進者表彰受賞

青少年指導員の大場征広さん（箱根）が、永年にわたり町の青少年の健全育成に尽力された功績が認められ、令和2年度神奈川県青少年育成活動推進者として表彰されました。



令和2年度 箱根町教育委員会表彰受賞

箱根町の教育に貢献のあった個人および団体並びに他の模範と認められる方を表彰し、教育の振興を図ることを目的としています。

- 今回表彰された方とその功績は、次のとおりです。（敬称略）
- 鈴木 和子（大平台）
永年にわたり地域の文化・芸術の普及に寄与した功績
- 金子 弘恭（宮ノ下）
- 安居院 千春（湯本）
永年にわたり青少年指導員として青少年の健全育成に寄与した功績
- 勝俣 君代（仙石原）
- 神山 みゆき（仙石原）
- 千賀 志ず子（小涌谷）
永年にわたりスポーツ推進委員として町民のスポーツ振興に寄与した功績
- 大平台 姫太鼓（大平台）
永年にわたり民俗芸能の伝承と普及に寄与した功績

町議会議員選挙のお知らせ

9月29日任期満了による町議会議員選挙を次のとおり執行します。

- 【告示日】 9月7日(火)
- 【投票日】 9月12日(日)
- なお、公職選挙法の一部改正等により、議会議員選挙の選挙運動等について、次のとおり変更となりました。
- ①選挙運動用ビラの頒布解禁
2種類以内、1,600枚まで頒布可能となりました。
- ②供託金制度の導入
立候補の際に15万円の供託

③選挙公営の拡大

が必要となりました。選挙運動用自動車使用に係る費用、選挙運動用ビラ作成に係る費用、選挙運動用ポスター作成に係る費用について、公費負担の対象となりました。詳しくは町ホームページをご覧ください。



照会先 選挙管理委員会
☎8517111
内線337

町営住宅入居者募集

募集する住宅
・前田 1戸（世帯向け）
・第2上河原 3戸（世帯向け）
・仙石原 1戸（世帯向け）

申込期間 4月12日(月)～23日(金)
※詳細は、福祉課、各出張所、さくら館で配布している「募集のしおり」を参照してください。

照会先 福祉課
☎8517790

夜間・休日窓口開設
住民異動、マイナンバーなどの手続きができます！

日時	4月7日(水)・21日(水) 17時15分～19時15分
4月3日(土) 8時30分～17時15分	
4月11日(日) 8時30分～12時	

場所 役場本庁舎 2階総務防災課町民係

取扱事務
 ◎マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影+オンライン申請+郵送受け取り可）
 ◎電子証明書の更新・再発行
 ◎マイナポイント予約支援
 ◎転入・転出などの住民異動届、証明書等の発行
 ◎印鑑登録、証明書の発行
 ◎戸籍証明書の発行

※住民異動届（転入出等）や各種証明発行の手続きができるのは、4月3日（土）だけです。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マイナンバーカードの申請・受け取り・電子証明書の更新・マイナポイント予約等の手続きに際し外出が不安な方は、まずはお電話でお問合せください。

照会先 総務防災課（町民係）
☎85-7160

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限一年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安 128万円+（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください。

◆国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等を印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送することにより、令和3年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、近くの年金事務所までお問い合わせください。

照会先 小田原年金事務所
☎046512211391

国民年金保険料、未婚ひとり親の申請全額免除基準追加

未婚のひとり親に対する税制上の見直しに伴い、令和3年4月1日より新たに国民年

はり・きゅうマッサージサービス券の交付について

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

町が委託する治療院または医療機関で利用できます。

利用できる治療院等の一覧は、サービス券交付時に同封します。

対象者 令和4年3月31日までに70歳以上になる方

交付枚数 年間一人3枚

有効期限 令和4年3月31日

町助成額 1枚につき1,500円（医療機関は1,650円）

申込方法 直接または電話、郵送により申し込んでください。

申込・照会先
〒25010398
箱根町湯本256
福祉課 ☎8517790

金融犯罪・多重債務相談窓口のご案内

一人で悩まず、まずは気軽に相談してください。

●金融犯罪相談窓口

新型コロナウイルスに乗じた詐欺や投資詐欺など、金融犯罪の被害が多発しています。「おかしいな」と思ったらすぐに警察に相談してください。

※警察以外の相談窓口
財務省横浜財務事務所理財課
☎045128510981

●多重債務相談窓口

公的機関の窓口で「専門の相談員」が借金整理のアドバイスや情報を提供します。財務省横浜財務事務所（多重債務専用ダイヤル）
☎045163312335

小田原市消費生活センターでは、専門の相談員が消費生活に関するあらゆる相談に応じています。

小田原市消費生活センター
☎046513311777

照会先 総務防災課（町民係）
☎8517160

無料お困りごと相談会（事業者サポート）

新型コロナウイルス蔓延等の影響により、売上が減少したり、経営にお困りの町内事業者に対し、経営専門コーディネーターにワンストップで相談できる相談会を実施します。

日時 4月27日(火) 9時30分～12時、13時30分～16時
場所 役場本庁舎4階第1・2会議室

対象 町内事業者の方
内容 資金繰りや雇用等、経営全般のお困りごと相談
相談員 神奈川県よろず支援拠点コーディネーター

照会先 公益財団法人神奈川県産業振興センター
☎045163315201

観光課 ☎8517410

※参加を希望される方は、事前にお電話にて予約してください。なお、予約なしに当日お越しいただくことも可能ですが、進行状況によつてはお待ちいただくこともあります。